

本年7月20日に任命される農業委員の定数は、 24人から23人になります

農業委員会では、農業委員自らが委員定数や活動等のあり方について、担当地区で農業者から意見を聞き取りするとともに、今後の農家戸数や農地の権利移動について分析し、また、管内市町村における農業委員の担当農業者数等の実態を含めて調査研究を行うなど、不断のテーマである「農業委員定数の見直し」について検討を重ねてきました。

この検討結果をもとに、令和4年9月29日に開催された第27回農業委員会総会において、農業委員の単独配置地区を見直し、担当地区数を18から17に再編することを含めた複数項目について協議を行い、今後の農業委員の定数を「24人から23人とする方向性」を決定し、その内容について町に報告しました。

町では、農業委員会から示された今後の方向性を十分に尊重し、次期任命の農業委員より定数を改めようとするものとして、令和4年第4回町議会定例会に「幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案」を提案、農業委員の定数を23人とする原案が可決され、本年7月20日から施行されることになりました。

農業委員会としては、これからも社会情勢等に応じながら委員定数の検討を続けていくことはもとより、農業に携わる方々との連携を強化し、農地等の利用の最適化の推進など地域農業の発展に寄与してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年1月から12月までの農地移動状況

項目		令和4年		令和3年		前年比		
区分	移動事由	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法第3条	所有権の移転	売 買	26	64.80	16	67.35	10	△2.55
		贈 与	1	20.25	1	0.65	0	19.6
	賃借権の設定		57	377.35	49	326.63	8	50.72
	使用貸借権の設定		26	773.95	20	576.12	6	197.83
	地役権の設定		0	0	0	0	0	0.00
農地中間管理機構 特例事業(道公社)	買 入	16	137.28	11	85.39	5	51.89	
	売 渡	14	93.59	8	126.77	6	△33.18	
農用地利用集 積計画	所有権の移転		11	69.81	19	96.83	△8	△27.02
	利用権の設定(賃借権等)		124	509.73	130	711.41	△6	△201.68